



# Responsible Minimum Standards (RMS) for Laying Hens

The attached *Responsible Minimum Standards for Laying Hens* cover the key welfare requirements specific to laying hens. The *Principles of the Responsible Minimum Standards* should be read in conjunction with the *RMS for Laying Hens*, as the *Principles* detail overarching requirements that apply to all farm animals.

## ***About the FARMS Initiative***

The FARMS Initiative's goal is for financial institutions to encourage and support meat, milk and egg producers, and other companies in the supply chain, towards meeting the Responsible Minimum Standards with respect to how farm animals are raised, transported and slaughtered. The FARMS Initiative was founded by a group of global animal protection organizations. The RMS are based upon the principles of a number of global frameworks and reflect input from numerous animal protection organizations and animal welfare certification organizations.

[farmsinitiative.org](http://farmsinitiative.org)

## Responsible Minimum Standards (RMS) for Laying Hens

ウェルフェアリスク 1: 飼育面積の制限	
リスク軽減基準	
1.1	ケージはバタリーケージ、エンリッチケージを使用してはならない。
1.2	使用可能なスペースは1m <sup>2</sup> あたり9羽以下でなければならない。

ウェルフェアリスク 2: 不毛で不適切な飼育環境	
リスク軽減基準	
2.1	巣箱は、鶏6羽につき少なくとも1つ、または群飼育の場合は鶏120羽につき巣箱の床面積積m <sup>2</sup> を提供しなければならない。
2.2	鶏1羽につき少なくとも18cmの止まり木スペースを提供しなければならない。
2.3	鶏舎の平床式飼いまたは放し飼いのいずれであっても、夜間または悪天候時に屋内にいる場合は、利用可能な床面積の少なくとも3分の1を敷料で覆って、快適さを確保し、砂浴びや採餌活動ができるようにしなければならない。
2.4	鶏の背丈の高さの位置でアンモニア濃度は20ppm以下でなければならない。
2.5	採餌やその他の自然な活動ができるように、穀物を散らばすまた干し草の束などを使ったエンリッチメント資材をすべての生産段階で提供しなければならない。
2.6	1日あたり少なくとも8時間の連続した暗期を提供しなくてはならない。

ウェルフェアリスク 3: 不適切な栄養	
リスク軽減基準	
3.1	強制換羽は禁止である。

#### ウェルフェアリスク 4: 痛みを伴う措置

##### リスク軽減基準

4.1	ビーグトリミングは慣行的にしてはならない。
4.2	生産者はビーグトリミングなしでフェザーペッキングを防止するおよびその対策の計画がある。

#### ウェルフェアリスク 5: 輸送と畜

##### リスク軽減基準

5.1	産卵を終えた鶏は骨が弱く骨折しやすいので、農場で非苦痛性ガスを使用して安楽死させるべきである。
5.2	産卵を終えた鶏は、屠殺のために輸送される場合、逆さにすることなく優しく補鳥され輸送時間は4時間を超えないようにする。
5.3	肉用に飼育するか、孵化卵の段階で雄を特定するなどし、生後1日の雄の雛を処分すること、知覚が発達する前に殺すことで避けるべきである。

#### ウェルフェアリスク 6: コンプライアンスと透明性

##### リスク軽減基準

6.1	第三者監査を毎年実施し、設定した公約に向けた進捗状況について毎年公表することで、上記の基準への準拠を実証する。
-----	---